

地下水質常時監視結果における環境基準項目の検出状況概要
(平成16～20年度概況調査)

1. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の検出状況

環境基準項目に追加されて以降、最も基準値超過率の高い物質である。平成16年以降の結果では、概ね5%前後の基準値超過率で推移している。

2. VOC等有機化合物の検出状況

(1) シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

いずれの物質も基準超過率は1%未満で推移している。

(2) ジクロロメタン、1,1,1-トリクロロエタン

いずれの物質も平成16年度調査以降、基準値超過はない。

(3) ベンゼン及びその他

いずれの物質も基準値超過率は0~0.1%程度で推移している。

3. 重金属等の検出状況

(1) 砒素

基準値超過率は2%程度で推移している。

(2) 総水銀、鉛

いずれの物質も基準値超過率は1%未満で推移している。

(3) カドミウム、全シアン、PCB

いずれの物質も平成16年度調査以降、基準値超過はない。

(4) 六価クロム

平成19年度調査において、1本の井戸で基準値を超過したが、平成20年度調査においては、基準値の超過はなかった。

(5) アルキル水銀

アルキル水銀については、これまで、基準値超過はない。

4. その他環境基準項目の検出状況

(1) ほう素、ふっ素

いずれの物質も基準値超過率は1%程度で推移している。

(2) 農薬(1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ)

いずれの物質も平成16年度調査以降、基準値を超過したことはない。

(3) セレン

平成16年度及び17年度調査において、各1本の井戸で基準値を超過したが、平成18年度調査以降は基準値の超過はない。

※シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの和である1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンは、平成21年11月30日付け環境省告示により、地下水環境基準に追加された。